

京都市告示第675号

京都市障害者教養文化・体育会館の指定管理者である公益財団法人京都市障害者スポーツ協会から、京都市障害者教養文化・体育会館条例第8条第2項の規定に基づき、利用料金の設定について、次のとおり承認願いがあったため、これを承認します。

令和5年3月8日

京都市長 門川 大作

1 利用料金の設定

利用料金は、条例で定める上限額の100円未満を切り捨てた額

2 利用料金変更新年月日

令和5年4月1日

(保健福祉局障害保健福祉推進室)